

平成28年9月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第3号 放送受信料請求事件

口頭弁論の終結の日 平成28年5月13日

判 決

東京都渋谷区神南2丁目2番1号

原 告	日 本 放 送 協 会
同 代 表 者 会 長	靱 井 勝 人
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	岩 城 本 臣
同	藤 井 康 弘
同	平 山 浩 一 郎
同	大 澤 武 史
同	本 行 克 哉
同	西 中 宇 紘
同	山 本 一 貴
同	梅 田 康 宏
同	秀 桜 子

奈良県生駒市壱分町1448-11

被 告	宮 内 正 厳
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	佐 藤 真 理
同	白 井 啓 太 郎
同	安 藤 昌 司
同	辰 巳 創 史
同	星 雄 介
同	阪 口 徳 雄
主 文	

1 被告は、原告に対し、4万3980円及びこれに対する平成27年

1 2月1日から支払済みの日が属する月の前月（支払済みの日が偶数月に属する場合）又は前々月（支払済みの日が奇数月に属する場合）の末日まで、2箇月当たり2%の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は第1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

主文同旨

第2 事案の概要等

本件は、原告が、被告との間の放送受信契約に基づき、被告に対し、平成24年12月1日から平成27年9月30日までの放送受信料4万3980円及びこれに対する約定遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実以外は、証拠等を末尾に記載する。）

(1) 原告は放送法に基づいて設立された法人であり、総務大臣の認可を受けて、放送受信契約の内容を規定した日本放送協会放送受信規約（以下「規約」という。）を定めており、その概要は、別紙日本放送協会放送受信規約概要に記載のとおりである。なお、規約6条所定の「期」とは2箇月毎の支払期間をいい、4月及び5月を第1期とし、以後、第6期まで2箇月毎に1期とする旨定められている（乙1、弁論の全趣旨）。

(2) 放送受信契約の締結等

ア 原告は、平成21年3月15日、被告との間で、以下の内容の放送受信契約（以下「本件契約」という。）を締結した（甲1、乙1、弁論の全趣旨）。

(ア) 契約種別 地上契約

(イ) 支払区分 継続振込

(ウ) 支払コース 每期払

(エ) 受信料額 月額 1 2 7 5 円

(オ) 遅延損害金 被告が放送受信料の支払を 3 期分以上延滞したときは、延滞に係る放送受信料につき、延滞に係る期の翌期初日から支払済みの日の属する期の前期末日まで 1 期（2 箇月）当たり 2 % の割合による遅延損害金を支払う。

イ 上記放送受信料額は、平成 2 6 年 2 月 1 9 日付け規約改正により、同年 4 月 1 日以降、月額 1 3 1 0 円に変更された（弁論の全趣旨）。

(3) 被告は平成 2 4 年 1 2 月 1 日以降の放送受信料を支払っていない。

2 争点

被告による放送受信料支払義務の履行拒絶の可否

第 3 争点に関する当事者の主張

1 被告の主張

(1) 本件契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約であるところ、原告が設置された社会的目的等に照らせば、原告は、放送受信契約者に対し、放送法 4 条 1 項各号を遵守した放送を提供する契約上の義務を負うものというべきである。

そして、原告は、平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日に実施された衆議院議員選挙に関し、「二大政党」と「第 3 極」に偏重した報道を行い、その後も安全保障関連法案に関し政府側に偏向した放送を行うなど、放送法 4 条 1 項各号に違反した放送を繰り返しており、今後も同様の放送を行う危険性が極めて高い。

このように、原告は、放送法 4 条 1 項各号を遵守した放送を提供する契約上の義務を履行しておらず（不完全履行）、また、今後も上記義務を履行する意思を全く有していないことが明らかである。よって、被告は、同時履行の抗弁権又は不安の抗弁権を主張するものであり、これにより、受信料支払義務の履行を拒絶することができる。

(2) また、原告は、視聴者の受信料によって運営されている公共放送として、

視聴者に対し適切な情報を開示する放送受信契約上の義務を負っているところ、原告は、視聴者である被告訴訟代理人白井啓太郎（以下「被告代理人」という。）が平成26年2月18日付けでした、原告会長任命に係る内規等についての開示請求について情報公開を拒絶し、被告代理人が同年4月7日付けでした再検討の求めについても約1年8箇月にわたり放置して対応を怠った上、うち5件について情報公開を拒絶した。原告の上記対応は、視聴者一般に対し、適切な情報を開示する義務を怠っているものと評価されるべきである。したがって、被告は、同時履行の抗弁権又は不安の抗弁権により、上記義務の履行がされるまで受信料支払義務の履行を拒絶することができる。

- (3) 仮に本件契約が有償双務契約ではないとしても、放送法の趣旨から、原告が同法4条1項及び81条1項に明確に違反する放送を行い、かつ、それが継続的に行われ、もはや一般的な批判、言論活動においてその是正が困難な事態に陥った場合は、放送受信契約者が受信料の支払を一時留保し、原告にこれを遵守させる方法として、受信料の支払を拒絶することは、放送法上予定されている正当なものとして許容されると解すべきである。したがって、被告は、受信料支払義務の履行を拒絶することができる。

2 原告の主張

- (1) 受信料は、日本で唯一公共放送を担う特殊法人である原告について、公共性と表現の自由を確保するための独立した自主財源として設定されたものであり、その性質は、原告が放送法に定められた業務（同法20条各号）を行うための「特殊な負担金」と解すべきであって、対価的給付を前提としたものではない。また、放送法4条1項各号は、放送事業者が広く国民に対して負う倫理的義務を定めたものにとどまるものであって、放送事業者が放送受信契約者に対して負う法的義務を定めたものではなく、上記義務が放送受信契約の内容となるものでもない。

したがって、原告が上記倫理的義務を負うことと、原告との間で放送受信契約を締結した者が負う受信料支払義務との間には何ら関係はなく、牽連性も対価性も認められないというべきであり、被告の主張（不完全履行、同時履行又は不安の抗弁権の主張）はいずれも失当である。

- (2) 放送受信契約の内容を定める規約には、情報開示制度に関する記載自体がなく、受信契約者に対して適切な情報開示を行う義務と受信料支払義務との間に牽連性や対価性があることをうかがわせるような記載も一切ないのであるから、情報開示義務違反を理由とする被告の主張は明らかに失当である。
- (3) 被告は、原告が放送法4条1項及び81条1項に明確に違反する放送を行い、かつ、それが継続的に行われ、もはや一般的な批判、言論活動においてその是正が不可能な事態に陥った場合には、これを遵守させる方法として受信料の支払を拒絶することが許容されるべき旨主張するが、上記主張がどのような法的構成によるものであるのかについて具体的主張をしておらず、失当である。

第4 当裁判所の判断

- 1(1) 前記前提事実(2)でみたとおり、原告は、平成21年3月15日、被告との間で本件契約を締結したものであるから、被告は、原告に対し、本件契約に基づき、平成24年12月1日から平成27年9月30日までの放送受信料合計4万3980円の支払義務を負うところ、被告は、原告が放送法4条1項各号を遵守した放送を提供する義務及び適切な情報開示を行う義務を履行していないことなどを理由として、同時履行の抗弁権又は不安の抗弁権により、上記放送受信料支払義務の履行を拒絶することができる旨主張する。

しかし、放送法は、広告収入等を財政基盤とする一般放送事業者と、広告収入等を財政基盤とせず、営利を目的としない原告とを並立させ、かつ、原告の財政基盤を放送受信料に依拠させることによって、広告主や視聴者の意向に配慮した一般放送事業者による放送を実施させる一方、広告主等の意向

に影響されない原告による放送を実施させ、もって放送番組の多元性及び質的水準の確保等を図ろうとするものである。このような放送法の趣旨に加え、放送受信契約者又は視聴者が極めて多数に及び、その価値観等も多岐にわたることなどにも鑑みれば、放送法4条1項に定める放送内容に関する義務は、原告が個々の契約者との関係において放送受信契約に基づき負担する義務ではなく、放送に際して一般的抽象的に負担する義務であるというべきであり、上記義務は、被告が負担する放送受信料支払義務と牽連関係にないものと解するのが相当である。また、放送受信契約（規約）の内容をみても、原告の情報開示義務が放送受信契約者の受信料支払義務と牽連性を有するものとみるべき根拠は何ら見出せず、原告の情報開示義務と放送受信契約者の受信料支払義務との間に牽連関係を認めることはできない。

したがって、その余の点について検討するまでもなく、被告の上記抗弁についてはいずれも理由がない。

- (2) 被告は、原告が放送法4条1項及び81条1項に明確に違反する放送を行い、かつ、それが継続的に行われ、もはや一般的な批判、言論活動においてその是正が不可能な事態に陥った場合には、これを遵守させる方法として放送受信料の支払を拒絶することが許容されるべき旨も主張するが、法的根拠を欠き失当である。

2 小括

以上によれば、原告は、被告に対し、本件契約に基づき、平成24年12月1日から平成27年9月30日までの放送受信料合計4万3980円及びこれに対する平成27年12月1日（約定遅延損害金の各起算日〔放送受信料の支払を3期分以上延滞した場合における延滞に係る放送受信料につき、延滞に係る各期の翌期初日。前記前提事実(2)ア(オ)のうち、最後の日よりも後の日であると認められる。〕から支払済みの日が属する月の前月（支払済みの日が偶数月に属する場合）又は前々月（支払済みの日が奇数月に属する場合）の末日ま